

# 看護学専攻専門科目教育要項

Nursing Science, Syllabus of the Special Subjects

平成22年度 第1学年

2010-2011 Prospectus for 1<sup>st</sup> year student

東京医科歯科大学医学部保健衛生学科

School of Health Sciences, Faculty of Medicine,  
Tokyo Medical and Dental University

看護学専攻専門科目教育要項

平成22年度 第一学年

東京医科歯科大学医学部保健衛生学科

## 保健衛生学科の教育理念

本学科は豊かな教養と高い倫理観に裏付けられた医療人としての感性を有し、自ら学び研究し、創意工夫することができる人間の形成を目指す。その視点に立ち看護学、検査技術学の2つの領域において、それぞれの専門的領域の知識、技術を教授することにとどまらず、学際的視野に立ち自ら問題を提起し、これを解決する能力を備えた医療人を養成する。

## 看護学専攻の教育目的

人々の健康状態を生活や環境との関係で的確に判断し、人々の主体性や価値観を尊重する質の高い看護実務者を養成する。併せて将来の研究者、教育者および指導者につながる知識・技術・態度を養う。

## 看護学専攻の教育目標

- 1 人々の健康・生活・環境を相互に関連づけて、人々の主体性・価値観を尊重し、全人的な生活者として理解し、健康に関わる生活援助の知識と技術を修得する。
- 2 看護の対象となる個人および集団の健康段階に応じた看護上の問題を発見し、解決するための問題解決思考能力を修得する。
- 3 保健・医療・福祉に関連する他の職種とチームを組み、看護職の専門的役割を有効に発揮できる基礎的能力を修得する。
- 4 自己の知識や技術の向上を目指す研究的姿勢および倫理観に基づく行動を身につけ、看護実践に諸科学の知識と技術を応用できる能力を修得する。

## 看護学専攻のカリキュラムの特色

保健衛生学科看護学専攻のカリキュラムは、保健衛生学科の教育理念、看護学専攻の教育目的、教育目標に沿って編成されており、以下の点を特色としている。

1) 第1学年では、豊かな教養と学際的な視野に立ち、自らの関心に沿って自己学習できる能力を身に付けるための基盤づくりに重点を置いている。そのため、教養部の教養科目と並行して、看護学専門科目の基礎看護学Ⅰ、基礎看護学実習Ⅰ、看護心理学、看護の実践と統合Ⅰを開講し、看護学を学ぶ基盤づくりを行う。

2) 第2学年では、看護学の学習に関連の深い専門基礎科目として、人の形態・構造や機能を理解するとともに、看護の科学的根拠となる学際的な知識を学ぶ。専門基礎科目は、専門基礎分野と専門共通分野の科目によって構成する。専門基礎分野では、解剖学、生理学、生化学、薬理学Ⅰ・Ⅱ、微生物学、栄養学、病態学を開講する。また、専門基礎合同演習は、これらの科目について学ぶ上で基礎となる幅広い知識や技術の習得を目的とする科目であり、本学科の特徴を生かした実技中心の科目である。この他に、専門基礎分野では、第3学年に開講する必修科目の疫学と、第2、3学年必修、第4学年選択の英文購読Ⅰ・Ⅱ・Ⅲがあり、国際的に活躍できる人材の育成を目指し、語学力の向上にも力を注いでいる。また、専門共通分野では第2学年で必須科目の医療情報学、第3、4学年で保健福祉に関連する科目を開講する。

3) 看護学の専門科目は、すべて専門領域別分野ごとに開講する。基礎看護学分野は第1学年から第2学年に基礎看護学科目を開講し、看護学に共通する基盤づくりを行う。第2学年から第3学年にかけては、成人看護学分野、精神看護学分野、小児看護学分野、在宅看護学分野で、より専門性の高い講義、演習を行う。そして、母性看護学分野、および老年看護学分野の講義・演習は第3学年に集中的に開講する。また第4学年では地域看護学や看護の統合と実践Ⅱを開講する。それぞれの科目では、看護に必要な知識、技術、態度を養成するとともに、自ら問題を提起し、解決する能力を備えた医療人養成を目指し、DVD等の視聴覚教材、グループワーク、討論、演習、e-learning等を効果的に活用する。

4) 保健師資格取得に必要な単位は第3学年から第4学年に開講する。地域看護学分野の講義・演習と、専門共通分野の保健統計学、産業保健学、保健医療福祉制度論、保健医療福祉制度論演習を開講する。また、4年次では国際保健看護学の講義を行い、グローバルな視点を養う。

5) 臨地実習は学習の段階に応じて、すべての学年で行う。第1学年は体験型実習の基礎看護学実習Ⅰ、第2学年は基礎看護学実習Ⅱを行う。また、第3学年では、成人看護学実習Ⅰ、精神看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、老年看護学実習、在宅看護学実習を行ない、分野別のより専門性の高い実践能力を養う。さらに、第4学年では、地域看護学実習と、実践に即した成人看護学実習Ⅱ・看護の統合と実践実習を行なう。臨地実習では、看護職に求められる看護実践能力の習得にとって欠かせない看護技術項目についてのチェックリストを活用し、学生自ら学習機会を作っていく努力が求められる。

6) 第3学年に開講する卒業論文Ⅰでは、各教員から具体的な研究方法論について学ぶ。続く第4学年の卒業論文Ⅱでは、看護学の学習を通して関心をもった領域やテーマについて、専門分野の教員から少人数制による指導を受けながら、卒業論文を作成する。この科目では、自己の知識や技術の向上を目指す研究的姿勢を身につけ、論理的思考能力とそれを表現するリテラシー能力の向上を目指している。

# 目 次

専門教育科目を学ぶにあたって .....	1
平成22年度連携教育科目・専門科目時間割 .....	2
基礎看護学Ⅰ .....	3
基礎看護学実習Ⅰ .....	4
看護心理学 .....	5
看護の統合と実践Ⅰ .....	7
学生周知事項 .....	9
講義室一覧 .....	17
<b>【参 考】</b>	
東京医科歯科大学学則 .....	19
東京医科歯科大学学部専門科目履修規則 .....	30
保健衛生学科(看護学専攻)教育課程 .....	38
医学部保健衛生学科レポート書式(見本) .....	39
専任教員一覧 .....	41

## 専門教育科目を学ぶにあたって

皆さんは、一年間の教養教育を通して本学の学生に望まれる基本理念『自ら問題を提起し、それらを自らの工夫によって解決できる』の素地を身につけて進学されました。これから、いよいよ看護学の専門教育の学習が始まりますが、その前に、ぜひこの要項に記載されている『保健衛生学科の教育理念』、『看護学専攻の教育目的』、『看護学専攻の教育目標』を熟読し、十分に理解をしてください。ここに書かれた内容は、皆さんがこれから学習する専門教育の成果として、卒業時まで身につけることが期待されている内容だからです。

専門教育は、はじめに人体の正常な構造や機能、人体の病気に関わる原因や病態など、看護を展開するための土台となる専門基礎分野、基礎医学的知識を習得します。これらの科目は独立した科目ではなく、相互に密接に関わり合っているため、総合して体系的に理解することが必要とされます。

専門基礎分野の学習が進むと、次のステップとして専門分野の教育が始まります。ここでは専門基礎分野で学んだ知識を土台として、生活者としての人間の健康を保持、増進する看護学の理論と実践を学びます。専門分野の教育は、知識と技術の習得だけではなく、医療人、専門職業人にふさわしい態度、行動を、講義ならびに実習をとおして学ばなければなりません。教養教育、専門基礎教育、専門教育における学習を統合し、さらに課外活動における経験などを通して、医療人、専門職業人としてあるべき姿を模索し、自らの理想に近づく努力をしてください。

専門教育は本教育要綱に示すように、各指導教員がシラバスをふまえて体系的に教授します。専門教育内容の習得には、毎回の授業出席に加え、予習、復習が不可欠です。また、遅刻、早退、欠席や、授業中に集中力を欠いている場合には、それを補うために多大な努力を要し、3年間で履修することは困難といわざるを得ません。

基礎知識と技能を有し、論理的、科学的に問題を解決できる能力を習得するにとどまらず、患者および家族から、信頼される看護師、保健師として専門性と倫理観あふれる感性を身につけることを心から望んでいます。

東京医科歯科大学医学部保健衛生学科

教育委員会委員長

看護学専攻 平成22年度連携教育科目・専門科目時間割

前期

日時	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:20～17:50	
4/13	火		※12:00～14:00 保健管理センター抗体検査	14:00～ 専門科目オリエンテーション・グループ担当 第1ゼミナール室(5号館3階)・看護学実習室2・他		
4/20	火	生物学基礎-1 (伊藤)B棟症例検討室	生物学基礎-2 (伊藤)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-1 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-1 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-1 (齋藤)I期棟7階講義室4
4/27	火	生物学基礎-3 (伊藤)B棟症例検討室	生物学基礎-4 (伊藤)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-2 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-2 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-2 (齋藤)I期棟7階講義室4
5/11	火	生物学基礎-5 (伊藤)B棟症例検討室	生物学基礎-6 (伊藤)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-3 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-3 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-3 (齋藤)I期棟7階講義室4
5/18	火	医療人間学概論(心理学)-1 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(心理学)-2 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-4 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-4 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-4 (齋藤)I期棟7階講義室4
5/25	火	医療人間学概論(心理学)-3 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(心理学)-4 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-5 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-5 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-5 (齋藤)I期棟7階講義室4
6/1	火	医療人間学概論(心理学)-5 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(心理学)-6 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-6 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-6 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-6 (齋藤)I期棟7階講義室4
6/8	火	医療人間学概論(心理学)-7 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(心理学)-8 (山崎)B棟症例検討室	医療人間学概論(法学)-7 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-7 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-7 (齋藤)I期棟7階講義室4
6/15	火	体験型学習(施設見学)				
6/22	火	体験型学習報告会(田中) B棟症例検討室		医療人間学概論(法学)-8 (森本)B棟症例検討室	看護心理学-8 (宮本)B棟症例検討室	基礎看護学I-8 (齋藤)I期棟7階講義室4
6/29	火	生命科学特論B-1 (伊藤)歯学部第4講義室	生命科学特論B-2 (伊藤)歯学部第4講義室	バイオエシックス概説-1 (田中)B棟症例検討室	バイオエシックス概説-2 (田中)B棟症例検討室	
7/6	火	生命科学特論B-3 (伊藤)歯学部第4講義室	生命科学特論B-4 (伊藤)歯学部第4講義室	バイオエシックス概説-3 (田中)B棟症例検討室	バイオエシックス概説-4 (田中)B棟症例検討室	
7/13	火	生命科学特論B-5 (伊藤)歯学部第4講義室	生命科学特論B-6 (伊藤)歯学部第4講義室	バイオエシックス概説-5 (田中)B棟症例検討室	バイオエシックス概説-6 (田中)B棟症例検討室	
7/20	火	生命科学特論B-7 (伊藤)歯学部第4講義室	生命科学特論B-8 (伊藤)歯学部第4講義室	バイオエシックス概説-7 (田中)B棟症例検討室	バイオエシックス概説-8 (田中)B棟症例検討室	
前期試験 平成22年7月26日～7月30日						
基礎看護学実習I 平成22年8月2日～5日(医学部・歯学部附属病院、I期棟18階講義室4、17階看護実習室1・2)						
夏季休業 平成22年8月6日～9月10日						

後期

日時	8:50～10:20	10:30～12:00	12:50～14:20	14:30～16:00	16:20～17:50	
9/28	火	化学基礎-1 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-1 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学概論(倫理学)-1 (藤井)A棟臨床講義	医療人間学概論(倫理学)-2 (藤井)A棟臨床講義	看護の統合と実践I-1 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
10/5	火	化学基礎-2 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-2 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学概論(倫理学)-3 (藤井)A棟臨床講義	医療人間学概論(倫理学)-4 (藤井)A棟臨床講義	看護の統合と実践I-2 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
10/19	火	化学基礎-3 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-3 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学概論(倫理学)-5 (藤井)A棟臨床講義	医療人間学概論(倫理学)-6 (藤井)A棟臨床講義	看護の統合と実践I-3 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
10/26	火	化学基礎-4 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-4 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学概論(倫理学)-7 (藤井)A棟臨床講義	医療人間学概論(倫理学)-8 (藤井)A棟臨床講義	看護の統合と実践I-4 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
11/2	火	化学基礎-5 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-5 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-1(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-2(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-5 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
11/9	火	化学基礎-6 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-6 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-3(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-4(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-6 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
11/16	火	化学基礎-7 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-7 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-5(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-6(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-7 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
11/30	火	化学基礎-8 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-8 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-7(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーI(倫理学・心理学・法学)-8(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-8 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
12/7	火	化学基礎-9 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-9 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-1(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-2(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-9 (丸・深堀)I期棟8階講義室4
12/14	火	化学基礎-10 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-10 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-3(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-4(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-10 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
12/21	火	化学基礎-11 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-11 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-5(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-6(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-11 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
冬季休業 平成22年12月27日～平成23年1月7日						
1/11	火	化学基礎-12 (澤野)A棟臨床講義	基礎生命科学(生物学)B-12 (服部)歯学部第4講義室	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-7(藤井・山崎・丸)	医療人間学セミナーII(倫理学・心理学・法学)-8(藤井・山崎・丸)	看護の統合と実践I-12 (丸・深堀)I期棟8階講義室2
1/18	火	生命科学特論C-1 (森井)歯学部第4講義室	生命科学特論C-2 (森井)歯学部第4講義室	看護の統合と実践I-13(丸・深堀) 13:00～14:30 I期棟8階講義室2	看護の統合と実践I-14(丸・深堀) 13:00～14:30 I期棟8階講義室2	
1/25	火	生命科学特論C-3 (森井)歯学部第4講義室	生命科学特論C-4 (森井)歯学部第4講義室	看護の統合と実践I-15(丸・深堀) 13:00～14:30 I期棟8階講義室2	看護の統合と実践I-16(丸・深堀) 13:00～14:30 I期棟8階講義室2	
2/1	火	生命科学特論C-5 (森井)歯学部第4講義室	生命科学特論C-6 (森井)歯学部第4講義室			
火曜補講 平成23年2月1日、2月8日						
		○/○ 8:50-10:20 生命科学特論C-7 (森井)歯学部第4講義室	○/○ 10:30-12:00 生命科学特論C-8 (森井)歯学部第4講義室			
後期試験 平成23年2月14日～2月18日						
春季休業 平成23年2月21日～3月31日						
※	専門科目			※医療人間学セミナーI・II(倫理学)I期棟5Fカンファレンス室4 医療人間学セミナーI・II(心理学)A棟臨床講義 医療人間学セミナーI・II(法 学)I期棟 5F カンファレンス室3		

# 基礎看護学 I

## Fundamental Nursing I

齋藤 やよい

### 1 科目の概要

基礎看護学では看護学専門科目に共通する知識と技術を学ぶ。基礎看護学 I は、看護学概論として、看護の本質となる「看護」「健康」「人間」「環境」の概念を理解し、看護の機能と役割、対象の全人的理解のための基礎的知識を養う。

### 2 教育方針・教育目標

看護の共通基盤となる看護の理論、概念・目的や、看護実践能力の基礎となる人間観、生活観、社会観、健康観、自然観とそれらの関連性について総合的に理解する。また、看護独自の機能と、保健医療チームの中での看護の役割と連携について理解する。

### 3 教育内容

回数	日時	項目	内容	担当者
1	4/20(火) 5	オリエンテーション	看護と看護学	齋藤
2	4/27(火) 5	看護の概念	看護の概念と対象の理解	齋藤
3	5/11(火) 5	健康と環境	看護の機能 健康と環境の概念	齋藤
4	5/18(火) 5	看護の歴史	看護の歴史と今後の展望	齋藤
5	5/25(火) 5	看護理論	看護理論の分類 看護モデルの比較	齋藤
6	6/1(火) 5	看護ニーズ	看護の諸理論	齋藤
7	6/8(火) 5	看護技術	看護技術の定義 看護技術の定義と構成する要素と内容	齋藤
8	6/22(火) 5	保健医療の概念	保健医療の概念と看護活動－看護の実践の場	齋藤

[単位] 必修 1 単位

[場所] 保健衛生学講義室 4 (医歯学総合研究棟 I 期棟 7 階)

### 4 教科書・参考書

V. ヘンダーソン (湯楨ます, 他訳) : 看護の基本となるもの, 日本看護協会出版会

高橋照子 : 看護学原論, 南江堂, 2009

その他テーマに関連した参考図書を随時紹介

### 5 他科目との関連

看護学の独自性や看護の専門機能を理解するために、学習の基礎となる教養の自然科学系、社会学系の科目、特に人間科学、社会学、心理学、哲学などの学習が望ましい。

### 6 受講上の注意

看護学の基礎となる理論や概念を学ぶために、柔軟な思考力が必要となる。これまでの学習経験や生活体験、社会体験を踏まえ、幅広い分野の書物に触れ、社会情勢にも関心を持つことが望ましい。

### 7 成績評価方法

単元ごとのミニレポート、課題レポート、および出席状況により評価する。

# 基礎看護学実習 I (看護早期体験実習)

## Early Exposure Practice

齋藤 やよい

### 1 実習の概要・目的

専門科目の学習の初期において、医療の現場を知り、健康障害をもった人々と直接関わることを通して、看護の機能と役割を理解する。また、本実習を通して、今後の学習への動機づけとする。

### 2 教育目標

- 1) 大学病院の概要と機能について知る。
- 2) 医学部、および歯学部附属病院の理念と病院組織の概要を知る。
- 3) 看護部の理念と基本方針を知る。
- 4) 病院の機能からみた構造上の特徴と、病院内での各部門の配置を知る。
- 5) 療養環境としての病棟・病室環境の特徴を知る。
- 6) 看護活動の場と看護の実際を知る。
- 7) 入院患者の特徴を知る。
- 8) 専門職の役割・連携を知る。
- 9) 学生間で体験を共有する。

### 3 実習内容・方法等

実習期間：8月2日(月)～8月5日(木)の4日間

場 所：保健衛生学講義室1 (医歯学総合研究棟18階)、17階看護実習室  
医学部附属病院および歯学部附属病院

単 位：必修1単位

(詳細については、後日配布する実習要項に提示)

# 看護心理学

## Nursing Psychology

宮本真巳

### 1 科目の概要

心の健康と精神的援助の全容を概観し、看護実践の心理学的な基礎を築く。

### 2 教育方針・教育目標

心のしくみと働きについて理解を深めると共に、健康上の問題を抱える人々に精神的な援助を提供する上で欠くことのできない基本的な知識、技術、態度を養うことを学習の目標とする。そこでまず、人格診断、心理測定、自己分析の方法を自分自身に適用してみる。さらに、日常的に体験しているストレスや不快感について吟味し、自分自身の心と身体を素材にして健康と不健康、適応と不適応を区別できる判断力を磨く。また、リラクゼーション技法、呼吸法等、心の健康の回復・維持・増進に有効と考えられる方法の一端を体験し、精神的な健康をめぐる援助について視野を広げる。こうした学習を通じて、セルフケア支援としての看護について基本的な考え方を身につける。

### 3 教育内容

回数	日時	項目	内容	担当者
1	4/20(火) 3	心のしくみと心の健康	心のしくみと働き（知情意の区別と関連性）、人格の構造、人格と精神状態の評価方法(心理測定法)	宮本真巳
2	4/27(火) 3	環境への適応と不適応 (1)	人間と環境との相互作用（応答的な環境）、対人関係とコミュニケーション、心理的ストレスの発生、ストレス対処の過程と類型	宮本真巳
3	5/11(火) 3	環境への適応と不適応 (2)	心的外傷（トラウマ）の発生、生活習慣と嗜癖行動(アディクション)、暴力的な対人関係（虐待、いじめ、DV）、精神疾患と脆弱性	上岡陽江
4	5/18(火) 3	心と人格の発達	エリクソンの発達図式、母子相互作用と乳幼児期の発達、青年期の挫折とアイデンティティ形成、中高年の危機と生涯発達	渡邊敦子
5	5/25(火) 3	ストレス・マネジメント	代替療法と統合医療(ホリスティックメディスン)、リラクゼーション技法（呼吸法、漸進的筋弛緩法）	宮本真巳
6	6/1(火) 3	体験としての病	病気という体験(がん患者とその家族を中心に)、当事者同士の支え合い、病気の受容、病と共に生きるということ	沖原幸江
7	6/8(火) 3	感性を磨く技法(1)	異和感の対自化、感情活用能力、カウンセリングと自己一致、フォーカシング、問題の明確化、意思決定支援	宮本真巳
8	6/15(火) 3	感性を磨く技法(2)	看護場面の再構成法（臨地実習の体験）、援助関係の形成、セルフケア支援としての看護	宮本真巳

[単位] 選択 1 単位

[場所] B棟 5階症例検討室、医歯学総合研究棟 7階第4講義室

### 4 教科書・参考書

教科書(いずれも3学年まで使用)

日本精神科看護技術協会監修「改定 精神看護学」中央法規出版、2006

宮本真巳「感性を磨く技法1 看護場面の再構成」日本看護協会出版会、1995

参考書

宮本真巳「感性を磨く技法2 異和感と援助者アイデンティティ」日本看護協会出版会、1996

宮本真巳「感性を磨く技法3 セルフケアを援助する」日本看護協会出版会、1996

服部祥子「生涯人間発達論」医学書院、2000

リチャード・ラザルス(本明寛他訳)「ストレスの心理学」実務教育出版、1991

ユージン・ジェンドリン(村山正治訳)「フォーカシング」福村出版、1982

ダニエル・ゴールマン(土屋京子訳)「EQ—こころの知能指数」講談社、1995

5 他科目との関連

基礎看護学, 精神看護学, 精神看護学演習等の科目と関連する。

6 受講上の注意

自分自身の心と身体を学習素材とした体験学習を通じて、自己の内面に生じてくるどんな反応も“やさしく”受け入れてみることを糸口にして、看護職、医療職に求められる姿勢を築いて欲しい。

7 成績評価方法

人間理解, 自己理解, 援助関係、セルフケア等のテーマに関するレポートによって評価する。

# 看護の統合と実践 I

## Integration of acquaintances for nursing practice I

深堀 浩樹

### 1 科目の概要

看護学の各分野で学ぶ内容の基礎として、チーム医療および他職種との協働が行われる様々な看護の場面を知り、広い視野に基づき看護を学んでいくための基本的な態度を身につける。

### 2 教育方針・教育目標

- 1) 様々な場面における看護のあり方について知る。
- 2) 生涯に渡り看護に携わっていくための態度を養う。

### 3 教育内容

回数	日時	内容	担当者
1	9/28(火) 5	オリエンテーション / 看護システムマネジメント学	深堀
2	10/5(火) 5	国際看護開発学/ 精神保健看護学	丸 / 宮本
3	10/12(火) 5	高齢者看護・ケアシステム開発学 / 地域保健看護学	山本 / 佐々木(明)
4	10/19(火) 5	先端侵襲緩和ケア看護学 / 在宅ケア看護学	井上 / 本田
5	10/26(火) 5	小児・家族発達看護学 / リプロダクティブヘルス看護学	廣瀬 / 大久保
6	11/2(火) 5	看護学における資料・文献の探し方 ①	図書館司書 深堀
7	11/9(火) 5	看護学における資料・文献の探し方 ②	図書館司書 深堀
8	11/16(火) 5	起業した看護職	中友美 (株)A-Line
9	11/30(火) 5	国際看護	小黒道子 (聖路加看護大学)
10	12/7(火) 5	災害看護	石田千絵 (昭和大学)
11	12/14(火) 5	観察・インタビューの方法 (講義) 見学・インタビュー内容の検討(グループワーク)	深堀
12	12/21(火) 5	看護・医療職を対象とした業務見学・インタビュー (グループ別)	深堀
13, 14	1/11(火) 3, 4	発表資料作成 (グループワーク)	深堀
15, 16	1/18(火) 3, 4	プレゼンテーション	深堀

\* 日時・内容は変更する場合がありますので、掲示に注意。

[単位] 必修2単位

[場所] 保健衛生学講義室2 (医歯学総合研究棟 I 期棟8階)

[時間] 5限の場合 16:20-17:50、3・4限の場合 12:50-16:00

### 4 教科書・参考書 (予定)

- ・授業において必要な参考書は提示する。

### 5 他科目との関連

「看護の統合と実践」は、他の看護の専門分野と密接なかわりを持つ。今回学んだ内容は、今後学習予定の看護学の各科目と、将来的に関連付けられていくことが望ましい。

### 6 受講上の注意

内容・日時・場所については変更が生じうるので適宜掲示で確認すること。

### 7 成績評価方法

レポート、出席により評価する。

# 学生周知事項

# 学 生 周 知 事 項

## 1 連絡・通知

学生への全ての告示、通知、連絡(試験関係、休講、講義室変更、奨学金関係、健康診断、授業料の納付、呼び出し等)は、掲示により行いますので、見落としがないよう十分注意して下さい。(医歯学総合研究棟2階ラウンジ横)

掲示板には、逐次、新しい掲示をするのでたえず注意し、1日に一回は掲示を見て、不利益を被らないよう心がけて下さい。

なお、BlackBoard、メール等により連絡を行う場合もありますが、あくまでも2階の掲示板が正式なものです。

## 2 電話等による学生の呼び出し等

電話等による学生の呼び出しは、緊急かつ重大な場合を除いて一切行わないので、各関係者に説明しておいて下さい。

## 3 学生証

学生証は、本学の学生である旨を証明するものです。

入学時に交付したものを**4年間使用**しますので、紛失・破損等のないよう大切に取扱って下さい。

また、定期試験受験時、通学定期券の購入時等に提示を求められたときに提示できるよう、常に携帯するようにして下さい。

### (1) 再交付

学生証を紛失又は破損等した場合は、速やかに学務企画課(1号館1階)に申し出て、再交付の手続きをとって下さい。

再交付には費用がかかりますので注意してください。また再交付まで約1ヶ月近くかかります。

### (2) 返却

卒業、退学、除籍、又は有効期間が経過した場合は、速やかに学生証を学務企画課に返却して下さい。なお、返却できない場合は費用を負担することになります。

## 4 証明書等

証明書等は、教務課にて発行するものと、自動発行機にて発行するものがあります。

### (1) 教務課(受付時間:8:30~17:15)

次に掲げるものは、教務課で発行しますので証明書交付願を提出して下さい。

(交付は、原則として、提出のあった日の翌日の午後となります。)

①成績証明書

②調査書

③英文の在学証明書(交付に1週間程度要します。)

④通学証明書(交通機関から請求された場合に限る。)

バス及び鉄道の通学定期券を購入する場合は、住居の最寄り駅又は大学の最寄り駅にて学生証を提示し、直接購入して下さい。

⑤実習用定期

卒業研究等により本学以外の地に通学する場合は、実習用定期の発行が可能な為、必要が生じた者は、教務課に申し出てください。

なお、鉄道会社の許可を受けるまでに**1ヶ月程度要します**ので留意してください。(例:4月から必要な場合は、2月中旬に手続きをとること。)

※その他:上記以外の証明書等については、個々に教務課に相談して下さい。

(2) **自動発行機(利用時間:月～金 8:30～21:00)**

在学証明書・卒業見込み証明書(第4学年在籍者)は、学生談話室(5号館3階)に設置されている[自動発行機]にて発行します。

(問い合わせ先)学務企画課企画調査掛(内線5074)

## 5 学生旅客運賃割引証(学割証)

(1) 学生が課外活動又は帰省などでJR線を利用する場合、乗車区間が片道100kmを超えるときに旅客運賃の割引(2割)を受けることができます。

この制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とするものなので、計画的に使用すること。(年間使用限度:10枚/人)

(2) 次に掲げる行為があったときは、普通運賃の2倍の追徴金を取られるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがありますので、乱用又は不正に使用することのないよう注意して下さい。

- ①他人名義の学割証を使って乗車券を購入したとき
- ②名義人が乗車券を購入し、これを他人に使用させたとき
- ③使用有効期間を経過したものを使用したとき

(3) 学割証は、学生談話室(5号館3階)に設置されている「自動発行機」にて発行します。

(利用時間:8:30～21:00)

(問い合わせ先)学生支援課学生支援総括掛(内線5077)

## 6 住所・氏名等の変更

本人又は保証人の住所・本籍又は氏名等(電話番号を含む。)に変更が生じた場合は、速やかに教務課に申し出て所定の手続きをとって下さい。

この手続きを怠った場合、大学から本人又は保証人に緊急に連絡する必要があるが生じても連絡が取れないので注意して下さい。

## 7 休学, 復学, 退学, 欠席

### (1) 休学

病気その他の事由により、引き続き3ヶ月以上休学する場合又は休学期間を延長する場合は、「休学願」を教務課に提出し、学長の許可を受けて下さい。(病気の場合は、医師の診断書を添付して下さい。)

また、休学期間を延長する場合についても、休学する場合と同様に「休学期間延長願」により学長の許可が必要となります。

なお、休学(延長を含む。)するにあたっては、事前に「**学年担当教員**」又は「**グループ担当教員**」と面談し、**休学事由及び休学によって生じる修学上の諸問題等**について十分相談して下さい。

また、休学を許可される期間は、**在学期間内通算して2年を超えることができません**。(特別な事情があると学長が認めたときは、更に1年以内の休学を許可することがありますので、事前に教務課に相談してください。)

### (2) 復学

休学している学生が、休学許可期間の途中又は満了時に復学を希望する場合は、復学願(保証人連署)を教務課に提出し、学長の許可を受けて下さい。(病気を事由に休学した場合は、医師の診断書を添付して下さい。)

### (3) 退学

病気その他の事由により、学業を継続することが困難となり、退学しようとする場合は、退学願(保証人連署)を教務課に提出し、学長の許可を受けて下さい。

なお、退学するにあたっては、事前に学年担当教員、グループ担当教員と面談し、退学事由等について十分相談して下さい。

### (4) 授業の欠席

病気その他特別な事情により授業を欠席する(した)場合は、欠席届を教務課に提出して下さい。(病気の場合は、診断書を添付して下さい。)

## 8 ロッカーの貸与

各人にロッカー(学部在籍中は、同じロッカーを使用)を貸与します。

私物は講義室等に置かず、全てロッカーに保管して下さい。

教室及びロッカー室内での盗難が多発しているため、貴重品等の管理は厳重にして下さい。

また、各人の責による備品等の破損については、各人の負担により現状に復して下さい。

## 9 授業中(大学行事、課外授業を含む。)の本人及び賠償責任が伴う事故等

入学時に加入した「学校教育災害傷害保険」(学研災)及び「医学生教育研究賠償責任保険」(医学賠)の対象となります。

(詳細は「学生生活の手引」参照)

なお、**針刺し事故(B型・C型肝炎)**が起こった場合は、人事課職員掛(1号館2階:内線5020)へ連絡のうえ指示を受けた後、教務課に事故報告書を提出して下さい。

ただし、他人に対する針刺し事故については上記の「医学賠」保険の対象となります。

## 10 遺失物及び拾得物

学内での遺失物又は拾得物の届出は以下のとおりとなります。

- (1) 講義室, 実習室, ロッカー室内……学務部教務課(医歯学総合研究棟3階:内線5119)
- (2) 上記(1)以外……医学部総務課(医科新棟A棟1階:内線5096)

## 11 その他

(1) クラブ, サークル等宛の郵便物等は, 学生支援課の窓口で保管していますので, 責任者は適宜確認して下さい。なお, 個人宛の郵便物等は, 特別の場合を除き大学に配達されることがないようお願いします。

(2) 事務上の窓口

- ① 教務事務……学務部教務課保健衛生教務掛(医歯学総合研究棟3階:内線5119)
- ② 授業料の納入……財務部資金課収入管理掛(1号館1階:内線5042)
- ③ 奨学金・授業料免除……学務部学生支援課(医歯学総合研究棟3階:内線5077)
- ④ 針刺し事故……総務部職員課職員掛(1号館2階:内線5020)

## 諸 様 式

- 1 **証明書交付願**（自動発行機にて発行しているものを除く。）  
証明書は、原則として請求日の翌日の午後以降発行する。（英文によるものを除く。）
- 2 **住所・本籍地変更届**
- 3 **改姓届（戸籍抄本添付）**
- 4 **保証人変更届**
- 5 **学生証紛失届・再交付願**
- 6 **紛失届**  
講義室, 実習室, ロッカー室内での紛失物に関する届出
- 7 **授業欠席届**（病気の場合は「診断書」, 忌引きの場合は「会葬状」添付）  
病気その他特別な事情により授業を欠席する場合に提出
- 8 **再試験申請書**（未提出者は、権利を喪失するので必ず提出すること。）  
定期試験不合格者は、再試験実施日の7日前までに教務課に提出
- 9 **再試験欠席届**  
病気その他特別な事情により再試験を欠席した場合に提出
- 10 **追試験申請書**（未提出者は、権利を喪失するので必ず提出すること。）  
病気, その他やむを得ない理由により定期試験を欠席したものは、当該定期試験終了後5日以内に教務課に提出
- 11 **休学願**  
グループ担当教官又は学年担当教官の面談後, 専攻主任の面談(押印)を受けてから提出  
(緊急時等で専攻主任が不在の場合は, 教育委員長の面談で可)
- 12 **休学期間延長願**  
グループ担当教官又は学年担当教官の面談後, 専攻主任の面談(押印)を受けてから提出  
(緊急時等で専攻主任が不在の場合は, 教育委員長の面談で可)
- 13 **復学願**  
グループ担当教官又は学年担当教官の面談後, 専攻主任の面談(押印)を受けてから提出  
(緊急時等で専攻主任が不在の場合は, 教育委員長の面談で可)
- 14 **退学願**  
グループ担当教官又は学年担当教官の面談後, 専攻主任の面談(押印)を受けてから提出  
(緊急時等で専攻主任が不在の場合は, 教育委員長の面談で可)
- 15 **聴講願**  
単位を取得する事は出来ないが、もう1度受講したいと思う科目がある際に提出

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 証明書交付願

平成 年 月 日

医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 医学部医学科専攻生 ( 講座)
- 医学部保健衛生学科専攻生  
( 学専攻)

学籍番号

氏名 \_\_\_\_\_  
(Name)

生年月日 昭・平 年 月 日生  
(Date of Birth)

下記により証明書（和文・英文）の交付をお願いいたします。  
(If you need English writing certificate, please feel free to ask the Educational Affairs Section.)

記

証明書の種類	枚数	*証明書番号	請求理由及び提出先 (請求理由)
1. 成績証明書			
2. 卒業見込証明書 (M6・N4・MT4のみ発行)			
3. 在学証明書 (英文及び専攻生のみ)			(提出先)
4. 在学期間証明 (専攻生のみ)			
5. 終了証明書 (専攻生のみ)			
6.			
7.			(備考)

- 注) 1. 「\*証明書番号」欄は記入しないこと。  
2. 英文証明書を依頼する場合は、氏名欄にローマ字表記を合わせて記入すること。

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 住所・本籍地変更届

平成 年 月 日

東京医科歯科大学医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 医学部医学科専攻生 ( 講座)
- 医学部保健衛生学科専攻生  
( 学専攻)

学籍番号

氏名 \_\_\_\_\_

このたび、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

変更者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 保証人
住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> TEL. _____
本籍地	

注) 変更該当箇所の口をチェックしてください。教務/学A | 債権変更 | 学籍 | 簿台 | 帳名 | 簿

<input type="checkbox"/>					
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 改姓届

平成 年 月 日

東京医科歯科大学医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 医学部医学科専攻生 ( 講座)
- 医学部保健衛生学科専攻生  
( 学専攻)

学籍番号

氏名 \_\_\_\_\_

このたび、下記のとおり改姓しましたのでお届けいたします。

記

(フリガナ)	.....	(フリガナ)	.....
旧 姓		新 姓	
(改姓理由)			

注) 戸籍抄本又は謄本を添付すること。

教務/学A	債権変更	学籍	簿台	帳名	簿
<input type="checkbox"/>					

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 保証人変更届

平成 年 月 日

東京医科歯科大学医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 医学部医学科専攻生 ( 講座)
- 医学部保健衛生学科専攻生  
( 学専攻)

学籍番号

氏名 \_\_\_\_\_ 印

このたび、下記のとおり保証人（正・副）を変更しましたのでお届けいたします。

記

(フリガナ)	.....	学生との関係	
氏名		職 業	
	年 月 日生	本 籍 地	
住 所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> TEL. _____		

注) 氏名欄に押印してください。

債権変更	学籍	簿
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

## 保証人 (住所) 変更届出

経理責任者  
国立大学法人 東京医科歯科大学財務部長 殿

平成 年度入学 第 学年

学 部 \_\_\_\_\_ 学 科 \_\_\_\_\_  
研 究 科 \_\_\_\_\_ 専攻名 \_\_\_\_\_  
附属学校名 \_\_\_\_\_

学籍番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 (父母等) 住所に変更がありましたのでお届けします。

変更前	
変更後	〒 _____ _____ ( ) _____

連帯保証人を変更しましたのでお届けします。

変更前	
変更後	上記の者の授業料債務について本人と連帯して、履行の責を負うことを保証します。 連帯保証人 フリガナ _____ 印 氏 名 _____ (学生との関係: _____) 住 所 〒 _____ _____ ( ) _____

(該当する項目の□に、✓してください。)

医学部長	事務部長	次 長	課 長	課長補佐	掛 長	掛 員
専	専	専				

## 学生証紛失届・再交付願

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

医学部医学科 第 学年  
 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻 )  
 医学部医学科専攻生 ( 講座 )  
 医学部保健衛生学科専攻生  
( 学専攻 )

学籍番号 □□□□□□□□  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 昭・平 年 月 日生

下記のとおり、学生証を紛失いたしましたので再交付方よろしくお願いいたします。  
今後は、取り扱いに十分注意いたします。  
なお、紛失した学生証を発見したときは、直ちに返納いたします。

記

1. 日 時 : 平成 年 月 日 時 分頃
2. 場 所 : \_\_\_\_\_
3. 紛失したときの状況 (具体的に記入すること。)

※ 過去の学生証発行状況 (事務記入欄)  
再交付1回目 : 平成 年 月 日  
再交付2回目 : 平成 年 月 日  
再交付3回目 : 平成 年 月 日

注) 専攻生は、写真 (3×4 cm) 1枚を添付すること。

医学部長	事務部長	次 長	課 長	課長補佐	掛 長	掛 員
専	専	専				

## 紛 失 届

平成 年 月 日

医 学 部 長 殿

医学部医学科 第 学年  
 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻 )

学籍番号 □□□□□□□□  
氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、紛失しましたのでお届けいたします。

記

1. 紛失日時 : 平成 年 月 日 時 分頃
2. 紛失場所 :
3. 紛失物 :
4. 連絡先 :

医学部長	事務部長	次 長	課 長	課長補佐	掛 長	掛 員
専	専	専				

## 授 業 欠 席 届

平成 年 月 日

医 学 部 長 殿

医学部医学科 第 学年  
 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻 )

学籍番号 □□□□□□□□  
氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、授業を { 欠席します / 欠席しました } のでお届けいたします。

記

1. 欠席期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日
2. 欠席理由 (病気による場合は、医師の診断書を添付すること。)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 再試験申請書

平成 年 月 日

医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 学籍番号
- 氏 名 \_\_\_\_\_

下記科目について、再試験の申請をしますのでよろしくお願いたします。

記

申請科目名	担当教官名	申請科目名	担当教官名
1.		6.	
2.		7.	
3.		8.	
4.		9.	
5.		10.	

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 再試験欠席届

平成 年 月 日

医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 学籍番号
- 氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり再試験を欠席しましたのでお届いたします。

記

1. 試験科目名 : \_\_\_\_\_ (教官名 : \_\_\_\_\_ )
- 平成 年 月 日 施行

2. 欠席理由 (病気による場合は、医師の診断書を添付すること。)

医学部長	事務部長	次長	課長	課長補佐	掛長	掛員
専	専	専				

### 追試験申請書

平成 年 月 日

医学部長 殿

- 医学部医学科 第 学年
- 医学部保健衛生学科 第 学年  
( 学専攻)
- 学籍番号
- 氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり定期試験を欠席しましたので、追試験を施行していただきますようお願いいたします。

記

1. 試験科目名 : \_\_\_\_\_ (教官名 : \_\_\_\_\_ )
- 平成 年 月 日 施行

2. 欠席理由 (病気による場合は、医師の診断書を添付すること。)

### 休学願

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

教授認印

医学部 \_\_\_\_\_ 科 第 学年  
( 学専攻)

学籍番号

(フリガナ)  
本人氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり休学したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 休学理由

2. 休学期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 ( ヶ月)

3. 休学中の連絡先

本人	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	TEL. _____
保証人	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	TEL. _____

- 注) 1. 休学理由は、できるだけ具体的に記入してください。  
2. 休学理由が、病気を理由とする場合は、医師の診断書を添付してください。

資金課照合欄	
前期授業料	後期授業料

## 休学期間延長願

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

教授認印
------

医学部 科 第 学年  
( 学専攻)

学籍番号

(フリガナ)  
本人氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり休学期間を延長したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 休学期間延長理由
2. 休学延長期間  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日までのところ  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで延長 ( ヶ月)
3. 休学中の連絡先

本人	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/>	TEL. _____
保証人	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/>	TEL. _____

- 注) 1. 休学理由は、できるだけ具体的に記入してください。  
2. 休学理由が、病気を理由とする場合は、医師の診断書を添付してください。

資金課照合欄	
前期授業料	後期授業料

## 復 学 願

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

教授認印
------

医学部 科 第 学年  
( 学専攻)

学籍番号

(フリガナ)  
本人氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり休学しておりましたが、平成 年 月 日付けで復学したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 休学理由
2. 休学許可期間  
自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

注) 病気を理由として休学した場合は、医師の診断書を添付してください。

## 退 学 願

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

教授認印
------

医学部 科 第 学年  
( 学専攻)

医学部 科 専攻生 年 月入学  
(昭和・平成) ( 学専攻)

学籍番号

(フリガナ)  
本人氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり退学したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 退学理由
2. 退学日 平成 年 月 日付け

注) 退学理由は、できるだけ具体的に記入してください。

資金課照合欄	
前期授業料	後期授業料

## 聴講届《平成 年度 前期・後期》

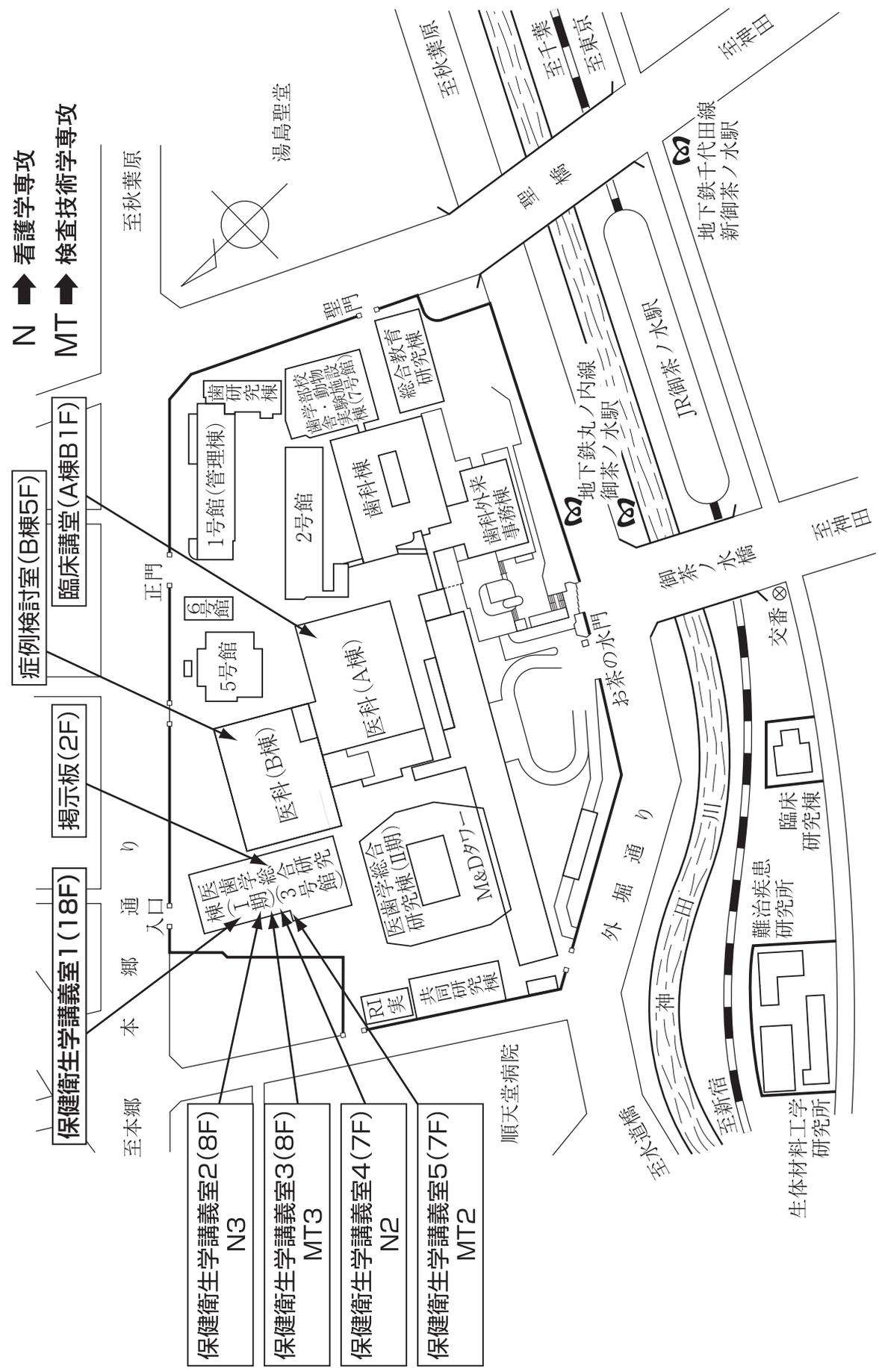
(保健衛生学科学学生用)

専攻名	看護学専攻 検査技術学専攻	年 年	学籍番号	再聴講のため・その他(理由)						
				氏名	再聴講のため	再聴講のため	再聴講のため	再聴講のため		
時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限					
専攻	8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50					
月	印	印	印	印	印					
火	印	印	印	印	印					
水	印	印	印	印	印					
木	印	印	印	印	印					
金	印	印	印	印	印					

※ 上段に「授業科目名」を、下段に「担当教員名」を記入して提出すること。  
※ 下段「担当教員名」欄には、必ず聴講科目担当教員の印をもちょうこと。印なきものは無効とする。  
※ 必修科目のうち、不合格科目(要再履修)以外の科目について適用する。

# 講義室一覽

○ 医学部保健衛生学科講義室等一覽



# 参 考

## 第1章 総則

第1条 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

第2条 本学に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）の定めるところにより、次の学部及び学科を置く。

医学部 医学科  
保健衛生学科

歯学部 歯学科  
口腔保健学科

2 医学部保健衛生学科に、看護学専攻及び検査技術学専攻を置く。

3 本学に、組織運営規程の定めるところにより、教養部を置く。

第3条 医学部医学科及び歯学部歯学科の修業年限は6年、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の修業年限は4年とする。

第4条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・専攻	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	85人	5人	530人
	保健衛生学科			
	看護学専攻	55		220
	検査技術学専攻	35		140
歯学部	歯学科	55	10	370
	口腔保健学科	27	6	120

## 第2章 講座、学科目及び授業科目

第5条 本学各学部及び教養部に次の講座又は学科目を置く。

医学部

医学科（学科目名）

機能形態学

機能協関学

分子遺伝医学

感染免疫学

病因病態学

環境社会医学

全人診療学

内科学

小児医学

精神医学

外科学

感觉器医学

皮膚医学

女性医学

尿路生殖医学

保健衛生学科（学科目名）

看護学専攻

基礎・臨床看護学

地域保健看護学

検査技術学専攻

基礎検査学

病因・病態検査学

歯学部

歯学科（学科目名）

口腔顎顔面構造学

口腔顎顔面機能学

口腔病因病態学

口腔顎顔面再生医工学

歯科社会医療倫理学

包括診療歯科学

歯科保存・齲蝕制御学

歯周病学

口腔顎顔面外科学

歯科補綴学

高齢者歯科・口腔老化制御学

口腔機能咬合機能育成制御学

障害者歯科・生体管理学

口腔保健学科（講座名）

口腔保健衛生基礎学

口腔健康推進統合学

生涯口腔保健衛生学

地域・福祉口腔保健衛生学

教養部（学科目名）

哲学

倫理学

歴史学

文学

統計学

社会学

数学

物理学

化学  
生物学  
英語  
ドイツ語  
フランス語  
保健体育

第6条 本学の授業科目は、全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

- 2 全学共通科目は教養部において、専門科目は各学部において行う。
- 3 全学共通科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。
- 4 専門科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8条 学年を分けて、次の学期とする。

- 前期 4月1日から9月30日まで  
後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学創立記念日 10月12日
  - (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
  - (5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで
  - (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、休学、転学及び退学

第10条 入学は、学年の始めにおいてする。

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると、本学で認められた者

第12条 大学医学部医学科の卒業生で歯学部歯学科に、大学歯学部歯学科の卒業生で医学部医学科に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学の許可をすることがある。

第13条 大学医学部医学科の学生で医学部医学科に、大学歯学部歯学科の学生で歯学部歯学科に、大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

第14条 医学部医学科の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

第15条 削除

第16条 医学部保健衛生学科の2年次に編入学することができる者は、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修しており、かつ、協定大学の学部で2年以上在学した者で、選考の上、入学を許可する。

第17条 歯学部歯学科の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者（歯学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

第18条 歯学部口腔保健学科の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者
- (3) 修業年限4年以上の大学の学部で2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第19条 本学学生で退学した者が再び入学を請うときは、欠員がある場合に限り、選考の上、原学年以下に入学を許可することがある。

2 前項に規定するもののほか、第25条の2の規定による休学者が退学（休学期間満了のため学部を退学した者をいう。）し、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を

志願するときは、原学科の原学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

第20条 編入学、転入学及び再入学により入学し、その後所定の年限在学した者は、第3条に規定する年限を在学したものとみなす。

第21条 本学に入学を志願する者は、所定の手続により、願い出なければならない。

第22条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに宣誓簿に署名し、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付するものとする。ただし、第45条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあつては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

第24条 学生は、病気その他の事由により引き続き3月以上休学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第25条 四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修している者が協定大学に編入学するために休学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第25条の2 本学医学部医学科又は歯学部歯学科に4年以上在学した者が引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に在学するために休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第26条 前3条の規定による休学者で、休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続きにより、復学の許可を学長に願い出ることができる。

第27条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可することがある。

2 第25条の規定による休学期間には、前項の規定を適用しない。

3 大学院医歯学総合研究科博士課程に在学する者の第24条の規定による休学期間及び第25条の2の規定による休学期間は、第1項の規定にかかわらず、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

4 休学した期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第28条 学長は、学生が病気その他の事由により修学が不相当と認められるときは、当該学部教授会の議（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）を経て、休学を命ずることがある。

第29条 学生は、学長の許可なくして、他の大学、本学の他の学科又は専攻に入学を志願することはできない。

第30条 学生が転学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けるものとする。

2 前項の許可を与えたときは、退学とする。

第31条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出てその許可を受けるものとする。

第32条 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は10年を、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学により入学した者の在学年限は、各学部において定める。

第33条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会の議（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）を経て、退学を命ずることがある。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) その他病気等の事由により、成業の見込みがないと認められる者

## 第5章 履修方法及び単位等

第34条 学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。

第35条 前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部において定める。

第36条 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位当たりの授業時間を次の基準により、各学部及び教養部において定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲

第37条 本学の教育上有益と認めるときは、本学に入学（編入学、転入学等を除く。）する前の大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）において修得した単位を合計30単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第3条に定める修業年限を短縮することはできない。

2 前項に係る手続き等については、各学部及び教養部において定める。

第38条 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した従業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に係る手続き等については、各学部及び教養部において定める。

## 第6章 卒業及び学位

第39条 卒業の認定は、第3条に定める年限を在学し、かつ、第6条第3項に定める授業科目を、医学部医学科においては188単位以上、歯学部歯学科においては188単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては124単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては135単位以上、歯学部口腔保健学科においては126単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の議を経て学長が行う。

第40条 前条による卒業生には、次の区分により学士の学位を授与する。

学部	学科・専攻	学位
医学部	医学科	学士(医学)
	保健衛生学科 看護学専攻	学士(看護学)
	検査技術学専攻	学士(保健学)
歯学部	歯学科	学士(歯学)
	口腔保健学科	学士(口腔保健学)

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

第41条 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第42条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第43条 授業料は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 4月中

後期 10月中

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

4 第1項の授業料納入の告知・督促は、所定の場所(医学部掲示板・歯学部掲示板・教養部掲示板)に掲示するものとする。

第44条 既納料金は、如何なる理由があっても返還しない。

2 第42条の規定に基づき徴収した検定料について、第1段階目の選抜で不合格となった者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。

4 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。

第45条 本学に入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害

等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 本学に入学する者であって、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、入学料の徴収猶予をすることがある。
- 3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項該当する者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をすることができる。
- 4 国立大学の受験機会の複数化に伴い、二つの国立大学学部（筑波大学にあっては学群）に合格した者のうち、他の国立大学学部に入學手続を行った後に、当該大学への入学を辞退し、本学が定める入学手続の変更可能な期限までに改めて本学への入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。
- 5 前4項の取扱いについては、別に定める。

第46条 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

第47条 行方不明、その他やむを得ない事情がある者の授業料は本人又は保証人の申請により徴収を猶予することがある。

第48条 死亡又は行方不明のため除籍され、或は授業料の未納を理由として退学を命ぜられた者の未納の授業料は全額を免除することがある。

第49条 毎学期開始前に休学の許可を受けた者及び休学中に休学延期の許可を受けた者の休学中の授業料は免除する。ただし、各学期の途中で休学の許可を受けた者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までに相当する額を免除する。

- 2 各学期の途中で復学する者のその期の授業料は、復学当月から次の授業料徴収期の前月まで月割計算により復学の際徴収する。

第50条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。

第51条 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者が、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しない場合は、除籍する。ただし、第45条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者を除く。

- 2 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかつた者が、納付すべき入学料を徴収猶予不許可の告知した日から起算して14日以内に納付しない場合は、除籍する。
- 3 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しない場合は、除籍する。

第52条 授業料を所定の期間内に納付しない者で、督促を受け、なおかつ怠る者は退学を命ずる。

2 前項の督促は文書をもってするものとする。

## 第8章 大学院

第53条 本学に、組織運営規程の定めるところにより、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

## 第9章 外国人留学生

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、別に定める。

## 第10章 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第55条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により入学した者には、第34条の規定を準用し、単位を与える。

3 その他科目等履修生については、別に定める。

第56条 特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。2 聴講生については、別に定める。

第57条 他の大学の学部学生で、当該大学との協定に基づき、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

## 第11章 懲戒

第58条 学長は、学生が本学の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、当該学部教授会の議（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 学内の秩序を著しく乱し、その他学生の本分に著しく反した者

## 第12章 専攻生

第59条 本学教員の指導を受け特に専門学科目（附置研究所及び疾患遺伝子実験センタ

一においては、特定の研究題目)につき研究しようとする者は、選考の上、医学部、歯学部、附置研究所又は疾患遺伝子実験センター専攻生として入学を許可することがある。

第60条 専攻生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

医学部医学科専攻生

- (1) 大学医学部において医学を履修し卒業した者
- (2) 旧専門学校令による医学専門学校を卒業した者
- (3) 大学歯学部において歯学を履修し卒業した者又は旧専門学校令による歯科医学専門学校を卒業した者
- (4) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

医学部保健衛生学科専攻生

- (1) 大学を卒業した者
- (2) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

歯学部歯学科専攻生

- (1) 大学歯学部において歯学を履修し卒業した者
- (2) 旧専門学校令による歯科医学専門学校を卒業した者
- (3) 大学医学部において医学を履修し卒業した者又は旧専門学校令による医学専門学校を卒業した者
- (4) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

歯学部口腔保健学科専攻生

- (1) 大学を卒業した者
- (2) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

附置研究所専攻生又は疾患遺伝子実験センター専攻生

- (1) 大学を卒業した者
- (2) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

第61条 専攻生を志願する者は、所定の願書を指導教員を経て学長に願出するものとする。

第62条 専攻生を志願する者は、出願と同時に、別に定める額の検定料を納付しなければならない。

第63条 専攻生の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

第64条 専攻生の入学許可は各学期の始めとする。

第65条 専攻生は、別に定める額の授業料を次の2期に分けてそれぞれ6月分を納付しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、3月分ごとに分納することができる。

前期	4月中
後期	10月中

- 2 入学年度の前期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 3 第1項の授業料納入の告知・督促は、所定の場所(医学部掲示板・歯学部掲示板・生

体材料工学研究所掲示板・難治疾患研究所掲示板・難治疾患研究所湯島地区掲示板・学内共同教育研究施設掲示板)に掲示するものとする。

第66条 専攻生の研究期間は1年とする。

2 専攻生で、前項の在学期間を超えて引続き在学しようとする者は、指導教員を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第67条 専攻生の研究時数は週30時以上とする。

第68条 専攻生は、研究終了の際その研究成績を指導教員を経て經由して長に報告するものとする。

第69条 専攻生で研究の実が挙げられないと認めたときは退学を命ずることがある。

第70条 専攻生には本章のほかすべて学部学生の学則を準用する。

### 第13章 寄宿舍

第71条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

#### 附 則 (平成22年 月 日規定第 号)

1 この学則は平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日において現に本学に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 東京医科歯科大学学部専門科目履修規則

平成22年 月 日  
規則第 号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部・歯学部における授業の履修に関しては、東京医科歯科大学学則(平成16年規程第4号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則第6条第1項に定める全学に共通する教育科目(以下「全学共通科目」という。)と専門に関する教育科目(以下「専門科目」という。)とする。

(全学共通科目の履修)

第3条 全学共通科目の履修については、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則(平成16年規則第217号)の定めるところによる。

(専門科目の履修)

第4条 専門科目の履修については、各教授会の議を経て別表1に定めるとおりとする。

(専門科目の履修要件)

第5条 全学共通科目を修了しなければ、専門科目を履修することができない。ただし、医学部医学科、医学部保健衛生学科看護学専攻は、この限りでない。

(授業)

第6条 専門科目の授業は、講義、演習若しくは実習により行い、必修又は選択必修とする。

(1単位当たりの授業時間)

第7条 学則第36条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 医学科

ア 講義及び演習	15～30時間
イ 実習	30～45時間

(2) 保健衛生学科

ア 講義	15時間
イ 演習	30時間
ウ 実習	45時間
エ 臨地実習	

看護学専攻 45時間

検査技術学専攻 30時間

(3) 歯学科

ア 講義及び演習	15～30時間
イ 実習	30～45時間

(4) 口腔保健学科

ア 講義及び演習	15～30時間
イ 実習	30～45時間

(編入学者、転入学者の単位認定)

第8条 学則第12条から第18条までの規定により編入学及び転入学の許可をするときは、既修得単位を全学共通科目及び本学部専門科目に相当する単位として、一部又は全部を認定するものとする。

2 前項の認定は、全学共通科目に相当する科目については教養部において、専門科目に相当する科目については、当該学生が在籍する学部において行うものとする。

3 入学を許可する学年及び履修方法等については、教養部と協議するものとする。

(再入学の単位認定)

第9条 学則第19条の規定により再入学を許可された者の当該学部における既修得単位は、全学共通科目及び当該学部専門科目の単位として、一部または全部を認定する。

(編入学者、転入学者、再入学者の在学年限)

第10条 学則第12条から第19条の規定により、編入学、転入学及び再入学を許可された者の在学年限は、学則第32条第1項に定める在学年限から入学を許可された学年までの経過学年数を減じた年数とする。

(試験及び単位)

第11条 履修した授業科目については、試験を行う。ただし、試験を行うことが困難な授業科目等については、試験によらず、学修の成果をもって、又は指定した課題についての報告をもって試験に替えることがある。

2 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。

3 実習を伴わない授業科目については、試験に合格したときは所定の単位を与える。ただし、一授業科目の試験を分割して実施する科目については、そのすべての試験に合格しなければ単位を取得することができない。

4 実習を伴う授業科目については、試験に合格し、かつ、その授業科目の実習修了の認定が行われなければ所定の単位を取得することができない。

5 試験は、次のとおりとする。

(1) 医学部

定期試験、科目試験、共用試験、追試験及び再試験

(2) 歯学部歯学科

ユニット試験、共用試験、追試験及び再試験

(3) 歯学部口腔保健学科

期末試験、中間試験、追試験及び再試験

6 学習の評価は、別表2のとおりとする。

7 単位の認定は、学部教授会の議を経て学部長がこれを行う。

8 試験の方法に関しては別に定める。

(進級要件)

第12条 学生は、別表3に示す要件を満たさなければ、進級又は所定の授業科目の履修をすることができない。

2 医学部医学科にあっては、休学期間を除き、同一学年の在籍は2年までとし、なお成業の見込みがないと認められたときは、学則第33条第1号の規定により退学を命ずることがある。

(卒業認定)

第13条 学生の卒業認定は、学則第39条により行うものとする。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか履修に関し必要な事項は各学部教授会の議を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部履修規則（平成16年規則第201号）は、廃止する。
- 3 東京医科歯科大学歯学部履修規則（平成16年規則第213号）は、廃止する。
- 4 平成22年3月31日において現に医学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学するものについては、改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学医学部履修規則の例による。
- 5 平成22年3月31日において現に歯学部在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表の規程にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学歯学部履修規則の例による。

別表1 ((1)、(4)、(5)は省略)

## (2) 保健衛生学科(看護学専攻)教育課程

授業科目		単位数		履修学年				備考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
専門基礎分野	解剖学	3			○			
	生理学	3			○			
	生化学	2			○			
	薬理学Ⅰ	1			○			
	薬理学Ⅱ	1			○			
	病理学	1			○			
	微生物学	1			○			
	栄養学	1			○			
	疫学	1					○	
	病態学	5			○			
	英文講読Ⅰ	1			○			
	英文講読Ⅱ	1					○	
	英文講読Ⅲ		1					○
	* 専門基礎合同演習	* 1			○			3年次編入学生を除く
専門共通分野	保健統計学	1					○	
	医療情報学	1			○			
	国際保健看護学		1				○	
	産業保健学	1					○	
	保健医療福祉制度論	2					○	
	保健医療福祉制度論演習	1					○	
	卒業論文Ⅰ	1					○	
	卒業論文Ⅱ	2					○	
専門領域別分野	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	1		○			
		基礎看護学Ⅱ	1			○		
		基礎看護学Ⅲ	1			○		
		基礎看護学演習Ⅰ	2			○		
		基礎看護学演習Ⅱ	1			○		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		○			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			○		
	成人看護学	成人看護学Ⅰ	2			○		
		成人看護学Ⅱ	2			○		
		成人看護学Ⅲ	1				○	
		成人看護学演習	1				○	

	成人看護学実習Ⅰ	3				○		
	成人看護学実習Ⅱ	1					○	
精神看護学	精神看護学	2			○			
	地域精神看護学	1				○		
	精神看護学演習	1				○		
	精神看護学実習	2				○		
	看護心理学		1	○				
小児看護学	小児看護学Ⅰ	1			○			
	小児看護学Ⅱ	1				○		
	小児看護学演習Ⅰ	1			○			
	小児看護学演習Ⅱ	1				○		
	小児看護学実習	2				○		
母性看護学	母性看護学Ⅰ	1				○		
	母性看護学Ⅱ	1				○		
	母性看護学Ⅲ	1				○		
	母性看護学演習	1				○		
	母性看護学実習	2				○		
老年看護学	老年看護学	3				○		
	老年看護学演習	1				○		
	リハビリテーション看護学		1			○		
	老年看護学実習	3				○		
地域看護学	地域看護学Ⅰ	1				○		
	地域看護学Ⅱ	1				○		
	地域看護学Ⅲ	2					○	
	地域看護学演習	1					○	
	地域看護学実習	3					○	
在宅看護学	在宅看護学Ⅰ	1			○			
	在宅看護学Ⅱ	1				○		
	在宅看護学演習	1				○		
	緩和ケア看護学		1				○	
	在宅看護学実習	2				○		
看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	2		○				
	看護の統合と実践Ⅱ	2					○	
	看護の統合と実践実習	2					○	
計		94	5					

(3) 保健衛生学科（検査技術学専攻）教育課程

区分	授業科目	単位数	履修学年			
			2年	3年	4年	
必修科目	形態・病態制御学系	人体構造学講義	3	○		
		人体構造学実習	1	○		
		病理検査学講義	4	○		
		病理検査学実習	2	○		
		血液検査学講義	2		○	
		血液検査学実習	2		○	
	物質・代謝学系	生化学講義	3	○		
		生化学実習	1	○		
		分析化学検査学講義（Ⅰ）	3	○		
		分析化学検査学講義（Ⅱ）	4		○	
		分析化学検査学実習	4		○	
	機能調節・制御学系	医用システム情報学講義（Ⅰ）	2	○		
		医用システム情報学講義（Ⅱ）	1		○	
		医用システム情報学実習（Ⅰ）	1	○		
		医用システム情報学実習（Ⅱ）	1		○	
		生理検査学講義（Ⅰ）	3	○		
		生理検査学講義（Ⅱ）	3		○	
		生理検査学実習（Ⅰ）	1	○		
		生理検査学実習（Ⅱ）	2		○	
	病因・病態学系	病原体検査学講義（Ⅰ）	1	○		
		病原体検査学講義（Ⅱ）	4		○	
		病原体検査学実習（Ⅰ）	1	○		
		病原体検査学実習（Ⅱ）	2		○	
		免疫検査学講義	4		○	
		免疫検査学実習	2		○	
		遺伝子・染色体検査学講義	2	○		
		遺伝子検査学実習	2		○	
		検査管理・社会医学系	検査管理学	2	○	
	医学情報処理演習（Ⅰ）		1	○		
	医学情報処理演習（Ⅱ）		1			○
公衆衛生学講義	2		○			
公衆衛生学実習	1		○			
医療概論・関係法規	1		○			
総合分野	臨床病態学（Ⅰ）		2	○		
	臨床病態学（Ⅱ）	2			○	
	総合講義	2			○	

		臨 地 実 習	7			○
		卒 業 研 究	10			○
	外国語	医 学 英 語 演 習 ( I )	2	○		
		医 学 英 語 演 習 ( II )	2		○	
	必修科目計		96			
選択必修科目	(選択必修科目の履修) 1 医学部保健衛生学科検査技術学専攻専門科目教育要項に定める選択必修科目の中から6単位以上を修得しなければならない。 2 選択必修科目は、第3学年及び第4学年において履修するものとするが、第4学年において2単位以上修得しなければならない。					

別表2

(1) 医学部

成績区分	評価区分	単位認定
100～90点	秀	合 格
89～80点	優	
79～70点	良	
69～60点	可	
59～0点	不可	不合格

(2) 歯学部

成績区分	評価区分	単位認定
100～90点	秀	合 格
89～80点	優	
79～70点	良	
69～60点	可	
59～0点	不可	不合格

別表3 ((1)、(3)、(4)は省略)

(2) 保健衛生学科(看護学専攻及び検査技術学専攻)

(1) 第2学年の必修科目(実習科目を除く。)のうち、単位未修得の科目が4科目以上ある又は第2学年の必修科目となっている実習科目に単位未修得の科目があるときは、原則として、第3学年に進級することができない。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 第2学年及び第3学年の必修科目の単位を全て修得しなければ、第4学年に進級することはできない
---------------------------------------------------

# 保健衛生学科(看護学専攻)教育課程

(平成22年度1年生用)

授業科目		単位数		履修学年			
		必修	選択	1年	2年	3年	4年
専門基礎分野	解剖学	3			○		
	生理学	3			○		
	生化学	2			○		
	薬理学Ⅰ	1			○		
	薬理学Ⅱ	1			○		
	病理学	1			○		
	微生物学	1			○		
	栄養学	1			○		
	疫学	1					○
	病態学	5			○		
	英文講読Ⅰ	1			○		
	英文講読Ⅱ	1					○
	英文講読Ⅲ		1				○
	専門基礎合同演習	1			○		
専門共通分野	保健統計学	1					○
	医療情報学	1			○		
	国際保健看護学		1				○
	産業保健学	1					○
	保健医療福祉制度論	2					○
	保健医療福祉制度論演習	1					○
	卒業論文Ⅰ	1				○	
	卒業論文Ⅱ	2					○
専門領域分野	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	1		○		
		基礎看護学Ⅱ	1			○	
		基礎看護学Ⅲ	1			○	
		基礎看護学演習Ⅰ	2			○	
		基礎看護学演習Ⅱ	1			○	
		基礎看護学実習Ⅰ	1		○		
	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱ	2			○	
		成人看護学Ⅰ	2			○	
		成人看護学Ⅱ	2			○	
		成人看護学Ⅲ	1				○
		成人看護学演習	1				○
		成人看護学実習Ⅰ	3				○
	成人看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅱ	1				○
		精神看護学	2			○	
		地域精神看護学	1				○
		精神看護学演習	1				○
		精神看護学実習	2				○
		看護心理学		1	○		
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1			○	
		小児看護学Ⅱ	1				○
		小児看護学演習Ⅰ	1			○	
		小児看護学演習Ⅱ	1				○
		小児看護学実習	2				○
		母性看護学	母性看護学Ⅰ	1			
母性看護学Ⅱ	1					○	
母性看護学Ⅲ	1					○	
母性看護学演習	1					○	
母性看護学実習	2					○	
老年看護学	3					○	
リハビリテーション看護学	リハビリテーション看護学		1			○	
	老年看護学演習	1				○	
	老年看護学実習	3				○	
	地域看護学	地域看護学Ⅰ	1				○
		地域看護学Ⅱ	1				○
		地域看護学Ⅲ	2				○
地域看護学演習		1				○	
地域看護学実習		3				○	
在宅看護学		在宅看護学Ⅰ	1			○	
	在宅看護学Ⅱ	1				○	
	緩和ケア看護学		1			○	
	在宅看護学演習	1				○	
	在宅看護学実習	2				○	
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	2		○		
看護の統合と実践Ⅱ		2				○	
看護の統合と実践実習		2				○	
計		94	5				



## 本文（例）

産業保健の根幹を成す、産業の場で看護職が行う五管理について、その概要と業務の具体的事項を述べる。

### ・ 産業の場における看護職の五管理について

1. 産業保健と五管理
2. 作業環境管理
3. 作業管理
4. 健康管理
5. 労働衛生教育
6. 総括管理
7. まとめ
8. 参考文献

---

以下省略

### ※作成要領

1. レポート本文はワープロ打ちとする。
2. フォーマットはA4版・MS明朝体・10.5サイズとし、横44文字、縦32行で印字する。
3. すべてのページの1行目右上に氏名を記載し、最終行下欄にページ番号を付す。  
※レポート本文のページ数、図、表、写真等の使用・貼付等については、担当教員の指示に従う。
4. 表題紙は、別様とする。
5. 書き出しは2行目2コマ目から始める。
6. 最後に引用文献及び参考文献の記載  
※書式は、「お茶の水医学雑誌」に準ずる。

#### <書き方例>

##### 引用文献

##### 論文の場合

- 1) 宮崎美砂子, 春山早苗: 最新地域看護学. 各論2. 日本看護協会出版会  
; 2006: 81-88.

##### 著書の一部の場合

- 2) 鈴木太郎, 山田華子: 糖尿病性神経障害, 小島次郎編 糖尿病, 大学出版, 東京,  
1986. pp975-982.

専任教員一覧 TEL 03-5803-(内線〇〇〇〇)

【総合保健看護学】

大講座	教育研究分野名	氏名	官職	内線	メールアドレス	部屋の場所
地域・在宅ケア看護学	地域保健看護学	佐々木 明子	教授	5350	sasaki.phn@tmd.ac.jp	医歯学総合研究棟19F
		田沼 寮子	助教	4573	tanuma.phn@tmd.ac.jp	” 19F
	在宅ケア看護学	本田 彰子	教授	5355	ahonda.chn@tmd.ac.jp	” 19F
		大木 正隆	講師	5884	mooki.chn@tmd.ac.jp	” 19F
		山崎 智子	特任准教授	5356	tom-y.cc@tmd.ac.jp	” 15F
		内堀 真弓	特任助教	5356	m.uchi.cc@tmd.ac.jp	” 15F
	リプロダクティブヘルス看護学	大久保 功子	教授	5349	kouko.rhn@tmd.ac.jp	” 19F
		三隅 順子	講師	5357	j.misumi.rhn@tmd.ac.jp	” 17F
	精神保健看護学	宮本 真巳	教授	5354	miyamoto.ns@tmd.ac.jp	” 18F
		美濃 由紀子	准教授	5336	mino.pn@tmd.ac.jp	” 18F
渡邊 敦子		助教	5348	a.watanabe.pn@tmd.ac.jp	” 18F	
看護機能・ケアマネジメント開発学	生体・生活機能看護学	齋藤 やよい	教授	5345	ysaito.fnl@tmd.ac.jp	” 18F
		大黒 理恵	助教	5344	r.daikoku.fnl@tmd.ac.jp	” 18F
		佐々木 晶世	助教	5344	sakiahs@tmd.ac.jp	” 18F
		二宮 彩子	特任助教	7236	a.numata.fnl@tmd.ac.jp	” 18F
	小児・家族発達看護学	廣瀬 たい子	教授	5342	tykocho.ns@tmd.ac.jp	” 19F
		岡光 基子	助教	4511	motoko.cfn@tmd.ac.jp	” 18F
			技術補佐員	7229		
	先端侵襲緩和ケア看護学	井上 智子	教授	5351	tinoue.cc@tmd.ac.jp	” 19F
		佐々木吉子	准教授	4507	y.sasaki.cc@tmd.ac.jp	” 17F
		川本 祐子	助教	5353	kawamoto.cc@tmd.ac.jp	” 19F
	高齢者看護・ケアシステム開発学	山本 則子	教授	5358	nyamamoto.gh@tmd.ac.jp	” 19F
		岡本 有子	助教	5359	yokamoto.gh@tmd.ac.jp	” 19F
		高井 ゆかり	特任助教	5359		
看護システムマネジメント学	深堀 浩樹	講師	5352	hfukahori.kanr@tmd.ac.jp	” 15F	
健康教育開発学	健康情報分析学	佐藤 千史	教授	5335	c.sato.ns@tmd.ac.jp	” 18F
		佐久間夕美子	技術補佐員	4514	yumahs@tmd.ac.jp	” 18F
	健康教育学	森田 久美子	准教授	5337	morita.phn@tmd.ac.jp	” 15F
	国際看護開発学	丸 光恵	教授	5336	mitsue.cfn@tmd.ac.jp	” 18F
		前田 留美	特任教授	5387	r-maeda.ind@tmd.ac.jp	” 15F

【生体検査科学】

大講座	教育研究分野名	氏名	官職	内線	メールアドレス	部屋の場所
生命情報解析開発学	分子生命情報解析学	赤澤 智宏	教授	5362	c.akazawa.bb@tmd.ac.jp	医歯学総合研究棟16F
	形態・生体情報解析学	佐藤 健次	教授	5361	k.sato.mtec@tmd.ac.jp	”
		長 雄一郎	助教	5376	y.cho.mtec@tmd.ac.jp	”
	生命機能情報解析学	松浦 雅人	教授	5372	matsu.mtec@tmd.ac.jp	”
		川良 徳弘	講師	5365	tkawara.mtec@tmd.ac.jp	”
		原 恵子	助教	5376	hrkeiko.bi@tmd.ac.jp	”
	生体機能支援システム学	若松 秀俊	教授	5366	wakamats.mtec@tmd.ac.jp	”
構木 智彦		特任講師	5367	utsuki.mtec@tmd.ac.jp	”	
本間 達		助教	5367	hommtec@tmd.ac.jp	”	
分子・遺伝子応用検査学	先端分析検査学	戸塚 実	教授	5374	mtozuka.alc@tmd.ac.jp	”
		栗原 由利子	助教	5376	yuriko.ando.mtec@tmd.ac.jp	”
	生体防御検査学	岡村 登	教授	5368	n.okamura.mtec@tmd.ac.jp	”
		窪田 哲朗	准教授	5369	tetsuo.kubota.mtec@tmd.ac.jp	”
		齋藤 良一	助教	5376		
	分子病態検査学	熊谷 二郎	准教授	5370	j.kuma.ph1@tmd.ac.jp	”
		吉田 祥子	助教	5375	yoshida.shoko.mp@tmd.ac.jp	”
	先端血液検査学	小山 高敏	准教授	5882	koyama.lmg@tmd.ac.jp	”
	先端生体分子分析学(教育研究協力分野)	笠間 健嗣	准教授	5794	kasama.bioa@tmd.ac.jp	共同教育研究棟1F